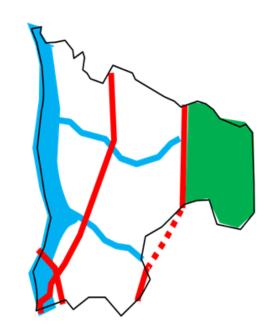


形式	基準区分	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
		右記以外	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業専用地域、市街化調整区域	商業地域 近隣商業地域
屋上広告物	ガイドライン推奨基準	大きさ 縦:建物の高さの1/5以内 横:建物の幅の範囲内	大きさ 縦:建物の高さの1/3以内 横:建物の幅の範囲内	大きさ 縦:建物の高さの1/3以内 横:建物の幅の範囲内
	規制基準(道路軸・河川軸・東部制限区域)	大きさ 縦:建物の高さの1/3以内 横:建物の幅の範囲内	大きさ 縦:建物の高さの1/3以内 横:建物の幅の範囲内	大きさ 縦:建物の高さの2/3 以内 横:建物の幅の範囲内
	規制基準(許可区域)	大きさ 縦:建物の高さの 2/3 以内 横:建物の幅の範囲内		
壁面広告物	ガイドライン推奨基準	表示面積の合計が 取り付け壁面の1/5以内	表示面積の合計が 取り付け壁面の1/3以内	表示面積の合計が 取り付け壁面の1/3以内
	規制基準(道路軸・河川軸・東部制限区域)	大きさ 縦:建物の高さの1/2以内 横:建物の幅の範囲内	大きさ 縦:建物の高さの範囲内 横:建物の幅の範囲内	大きさ 縦:建物の高さの範囲内 横:建物の幅の範囲内
	規制基準(許可区域)	大きさ 縦:建物の高さの範囲内 横:建物の幅の範囲内		
地上広告物	ガイドライン推奨基準	地上からの高さ 1 Om以内	地上からの高さ 1 Om以内 (※)	地上からの高さ 1 0 m 以内
	規制基準(道路軸・河川軸・東部制限区域)	地上からの高さ 1 Om以内(非自家用)、規定なし(自家用)		
	規制基準(許可区域)	規定なし		
電光表示 (デジタル サイネージ)	ガイドライン推奨基準	表示・設置は控える	(1 面あたりの表示面積) 5 ㎡以内	(1 面あたりの表示面積) 5 ㎡以内
			地上からの高さ 5m以内	地上からの高さ 1 0 m以内

※規制基準の方が厳しい制限となる場合は、規制基準を遵守すること



凡例	
	道路軸制限区域
	河川軸制限区域
	東部制限区域
無着色	許可区域